

回 覧		年 月 日 ()				
会 長	畜産部長	センター所長	事務局次長	検査員	事務職員	担 当

畜 第 460 号
令和元年9月30日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
 一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
 一般社団法人岩手県獣医師会長
 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会理事長
 一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
 岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部長



「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

このことについて、別添令和元年9月11日付けの官報のとおり「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）の一部変更が公表されたことに伴い、別添のとおり農林水産省消費・安全局長より通知がありましたので、お知らせします。

記

防疫指針の主な変更点

- 1 農場で簡易検査を実施する場合の検査羽数を、死亡家きん11羽以上及び生きた家きん2羽以上の計13羽以上とすること。（第4）
- 2 疑似患畜の判定について、発生農場の飼養管理者が管理する全て農場の飼養管理が、厳格なリスク管理措置が徹底されている場合等であって、他農場の飼養家きんに異状が確認されない場合、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができること。（第5）
- 3 移動制限区域内の制限の対象となる業務に、液卵加工場を加えること。（第9）



【振興・衛生担当 主査 熊谷芳浩 TEL: 019-629-5729】